

【インボイス制度開始に伴う茨城県中小企業診断士協会の対応について】

2023年9月24日

2023年9月24日の業務執行委員会で、10月から開始されるインボイス制度開始の対応方法が決定しましたので報告いたします。

1. 協会の課税区分事業者登録について

現在は、非課税事業者ですが10月からは本則課税事業者になります。

協会の消費税納税については2割特例制度を活用いたします。

(2割特例制度は、納税額が預かり消費税の2割で済む制度です。又 請求書等の保存が不要なので事務処理が簡単になります。)

2. 会員への謝金について

2023年度内(10月1日~2024年3月31日)の謝金は、課税事業者・免税事業者にかかわらず現行通り10%の協会手数料で据え置きます。また、会員に対し請求書の提出は求めません。

3. 2024年度(2024年4月)以降については別途に検討いたします。

以上